

高岡ガス株式会社  
株式会社高岡ガスサービス  
株式会社北国エネルギー

## 2024年1月1日からの令和6年能登半島地震による 災害救助法の適用に伴う特別措置について

2024年1月1日からの地震により被災された皆さまに、心よりお見舞い申し上げます。  
弊社グループは、このたびの地震による災害救助法が適用された地域およびそれらの地域に隣接する地域において被災された弊社グループお客さまからお申し出があった場合に、下記のとおり、ガス料金等の特別措置を講ずることといたします。

### 記

#### 1. 適用対象

##### 【災害救助法が適用された地域】

県	市町
富山県	富山市、高岡市、氷見市、滑川市、黒部市、砺波市、小矢部市、南砺市、射水市、舟橋村、上市町、立山町、朝日町

##### 【災害救助法が適用された地域に隣接する地域】

県	市町
富山県	魚津市、入善町

#### 2. 特別措置の内容

- お申し出のあったお客さまの2023年12月検針分（支払期日が2024年1月1日以降となるものに限る。）、2024年1月検針分、および2024年2月検針分のガス料金の支払期限日（検針日の翌日から起算して50日目の日）をそれぞれ**1か月間延長**いたします。
- 2024年2月分から7月分において、被災した供給地点でお客さまがガスを全く使用されなかった月分については、基本料金を免除いたします。
- 被災により、ガスの使用ができなくなった供給地点で、同一場所で応急的にガスを使用するための臨時ガス工事について、2024年2月29日までにお申し込みがあった場合、そのガス工事費は全額当社で負担いたします。

3. お申し出受付開始日

2024年1月11日（木）

- ・支払期限日の延長のお申し出は、お申し出時点で支払期限日が到来していないガス料金に限ります。

4. お申し出、お問い合わせ先

（都市ガスをお使いのお客さま）

高岡ガス株式会社 業務部 高木（たかぎ） TEL 0766-22-0709

（LP ガスをお使いのお客さま）

株式会社高岡ガスサービス 業務部 塚本（つかもと） TEL 0766-22-0709

株式会社北国エネルギー 営業部 田部（たべ） TEL 076-441-4444

以上